

協同農業普及事業に関する
意見交換会資料

協同農業普及事業をめぐる情勢と 新たな運営指針に係る議論のポイント

令和 6 年 1 2 月

農林水産省

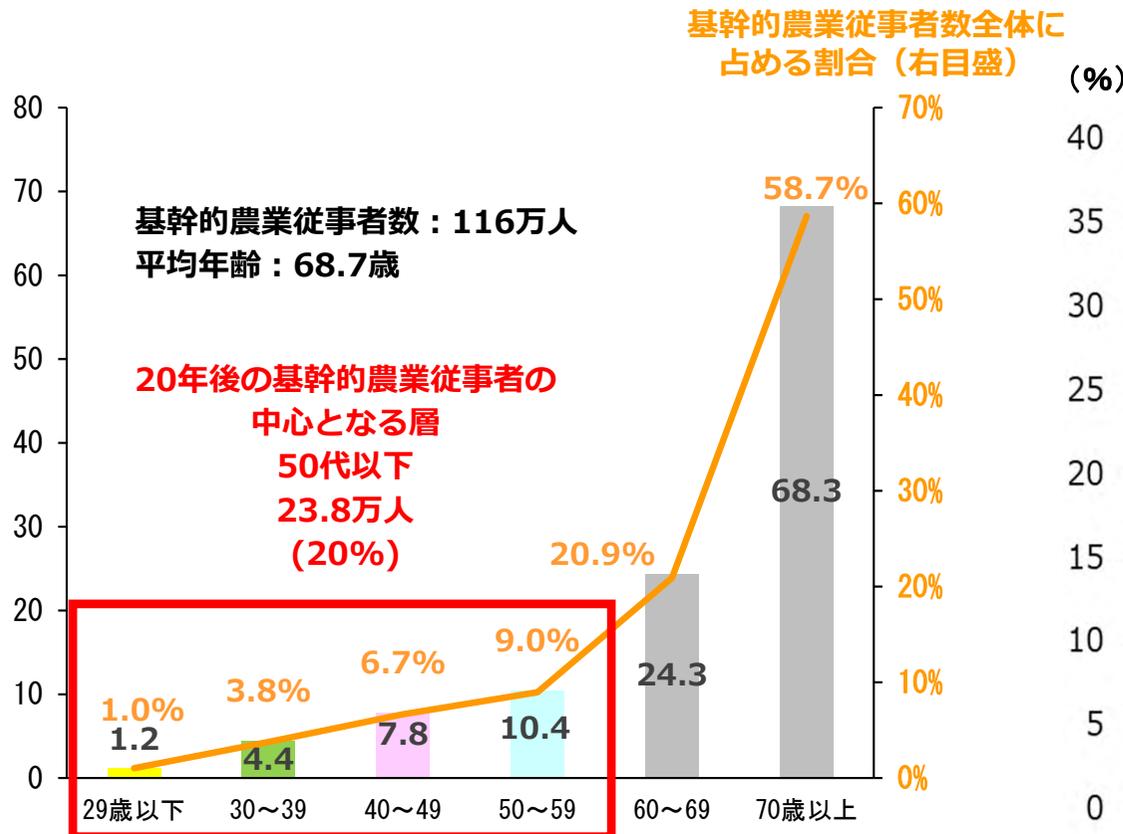
農産局 技術普及課

1 協同農業普及事業をめぐる情勢

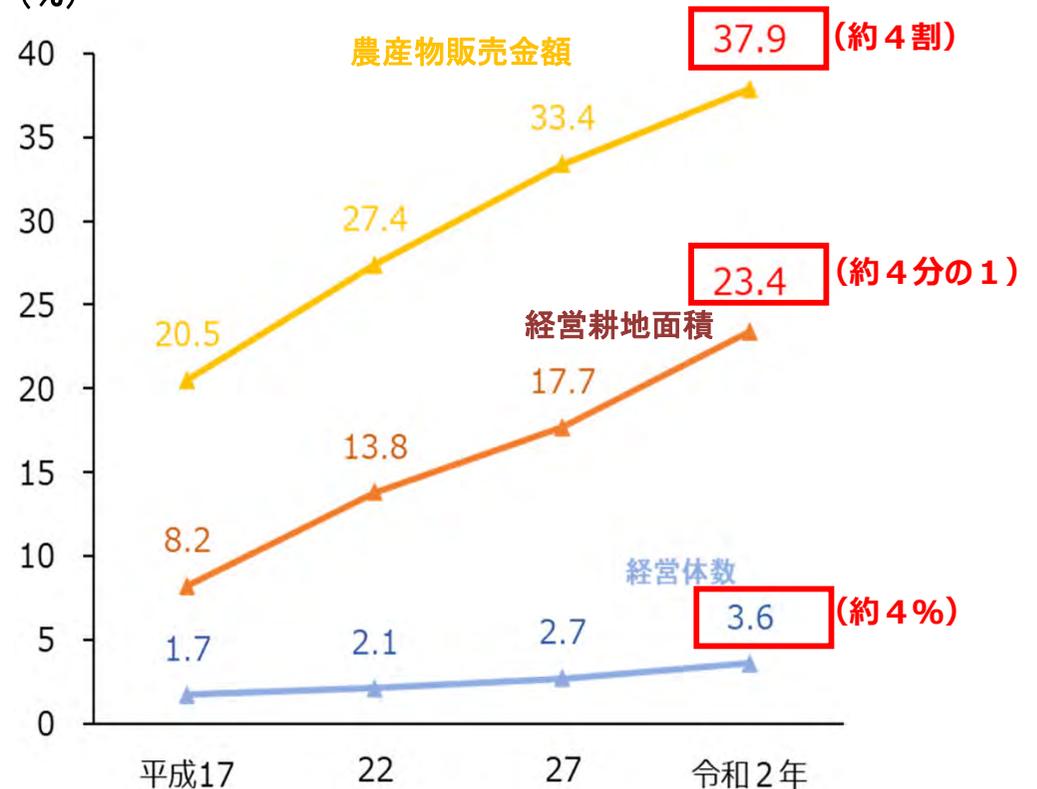
基幹的農業従事者の減少と法人経営体の拡大

- 基幹的農業従事者数は、2000年からの約四半世紀で半減するとともに、高齢化も進展。
- 一方、法人経営体数は年々増加しており、「法人その他団体経営体」のシェアは、経営体数では全体の約4%であるが、経営耕地面積では約4分の1、農産物販売金額では約4割まで拡大。
- 今後も農業従事者数は大幅に減少が見込まれ、普及対象となる経営体の大型化・法人化の進展が予想される中、普及組織においては、様々な農業経営体に対する先端的な技術の導入等を通じて、生産性の飛躍的な向上を進めていく必要。

○ 基幹的農業従事者数の年齢構成（2023年）



○ 農業生産に占める「法人その他団体経営体」のシェア



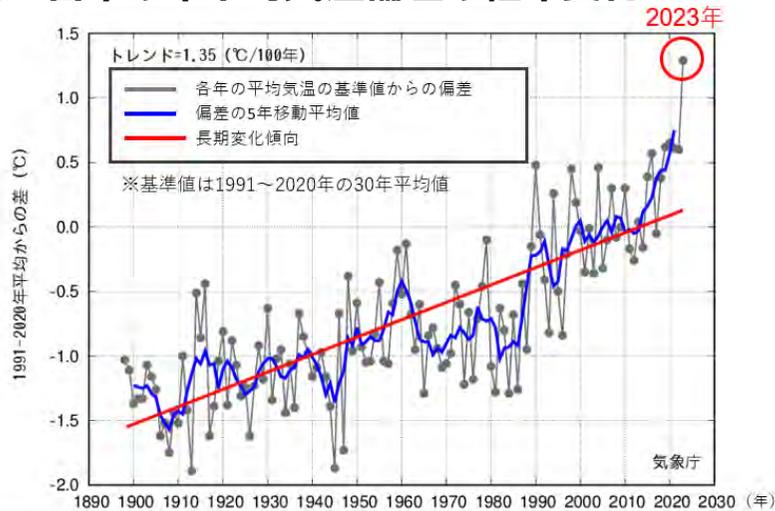
資料：農林水産省「農業構造動態調査」
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

資料：農林水産省「農林業センサス」

気候変動や生物多様性への懸念の拡大

- 日本の年平均気温は、**100年あたり1.35℃の割合で上昇**。2023年の日本の年平均気温は、統計を開始した1898年以降最も高い値。**高温による農産物の品質低下**が顕在化し、降雨量の増加等により**災害は激甚化の傾向**。
- 農業は、世界的な人口増に対応し、化石燃料を使う機械や施設の活用、化学農薬・化学肥料を使う栽培管理などが進められてきた一方、これらの不適切な使用等により**温室効果ガスの発生や水質悪化に伴う、気候変動や生物多様性への影響が懸念**されており、**環境負荷を低減する産業構造への転換が不可欠**。

○ 日本の年平均気温偏差の経年変化



年平均気温は長期的に上昇しており、特に1990年以降、高温となる年が頻出

○ 農業分野の被害

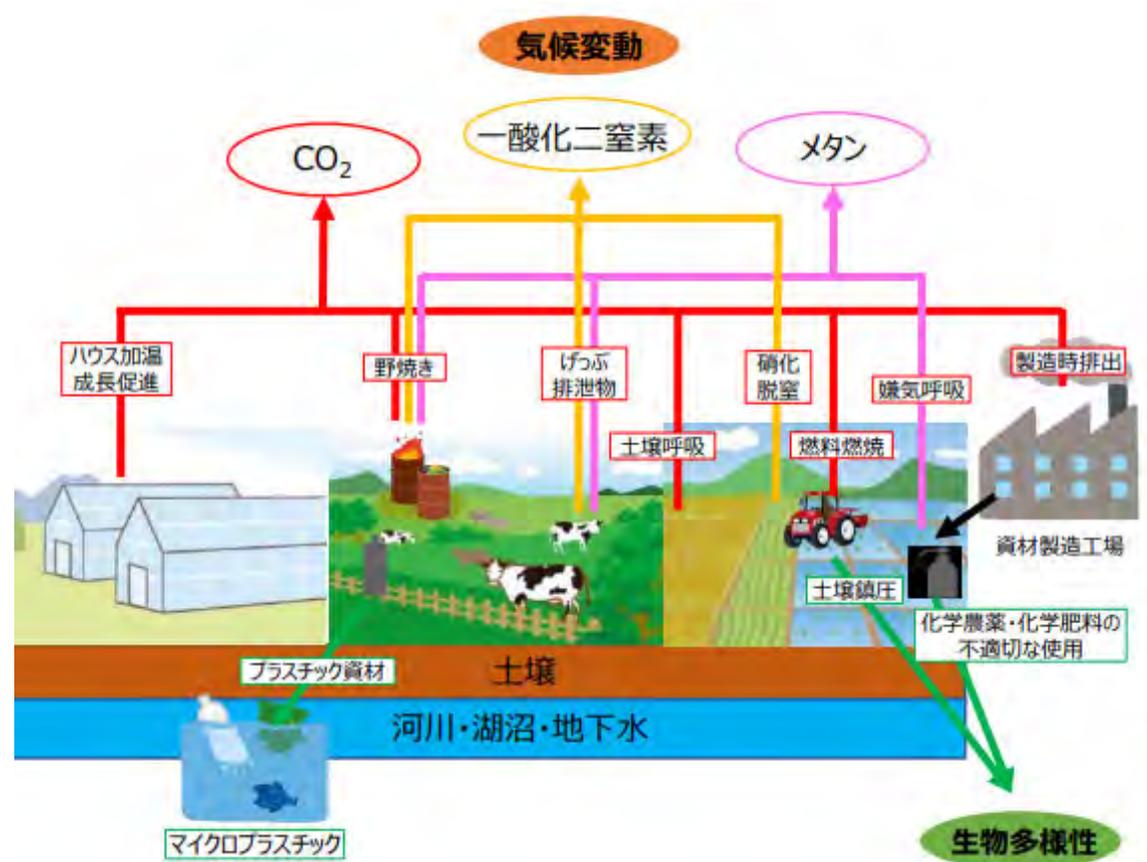


河川に大量のプラスチックが冠水
(令和5年7月秋田県能代市)



被災したガラスハウス
(令和元年房総半島台風)

○ 農業生産活動と地球環境問題リスク



農業構造の転換に向けた地域計画の策定

- 今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業経営基盤強化促進法に基づき、**地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画（目標地図を含む。）**の策定が進められている。
- 現在、今年度末の期限に向けて地域計画の策定作業が各地域で進められており、また、**策定後も年1回以上進捗状況を確認し、必要に応じて計画の変更**を行うものとされている。

○ 地域計画の協議の場での協議事項

1 当該区域における農業の将来の在り方

区域の現状や課題を踏まえ、米から野菜、果樹等の高収益作物への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入、耕畜連携による飼料増産、水田の畑地化等、地域の実情を踏まえ目指すべき将来の地域農業について協議しましょう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

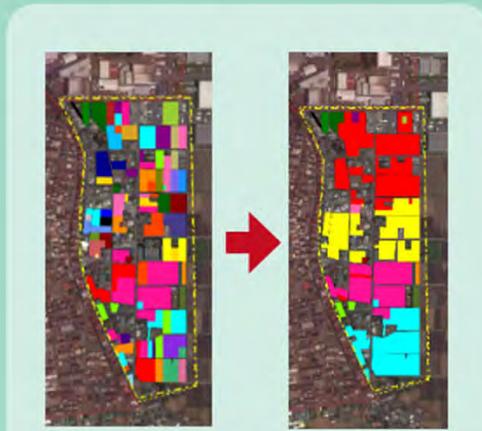
農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本とします。農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みを踏まえて、地域の農地をどう利用していくべきか議論しましょう。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

○ 地域計画（目標地図）について

市町村が地域計画を作成

地域計画では目標地図を作成します。目標地図とは10年後誰がどの農地を耕作するのか、耕作できない農地はどこかを地図にしたものです。すぐに耕作者が見つからない農地は、「耕作者募集中」となります。目標地図に載ったとしても、すぐに権利設定がされるわけではないので安心してください。地域計画は変更できます。もし耕作者を変更するときは、市町村・農業委員会に相談しましょう。



目標地図の素案作成例

資料：農林水産省パンフレット「地域農業を守ろう」より

資料：農林水産省パンフレット「地域計画策定マニュアル」より

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

- こうした情勢の変化を踏まえ、**食料・農業・農村基本法**について、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上等の観点から**基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定め、本年6月に改正法が施行されたところ。**
- 基本的施策について、環境面では**農業生産活動における環境負荷の低減の促進**、持続的発展面では**スマート技術等を活用した生産性の向上やサービス事業体の活動促進等**が位置付けられた。

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ①「**食料安全保障の確保**」を規定し、その定義を「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態**」とする。
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤等の確保が重要**であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、**海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨**を規定。
 - ③**食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、その持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨**を規定。
- (2) 基本的施策として、
 - ①**食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）**
 - ②**収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）**
 - ③**価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等**を規定。

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨**を規定。
- (2) 基本的施策として、**農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等**を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、**生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨**を追記。
- (2) 基本的施策として、**効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等**を規定。

農村の振興

- (1) 基本理念において、**地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨**を追記。
- (2) 基本的施策として、**農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等**を規定。

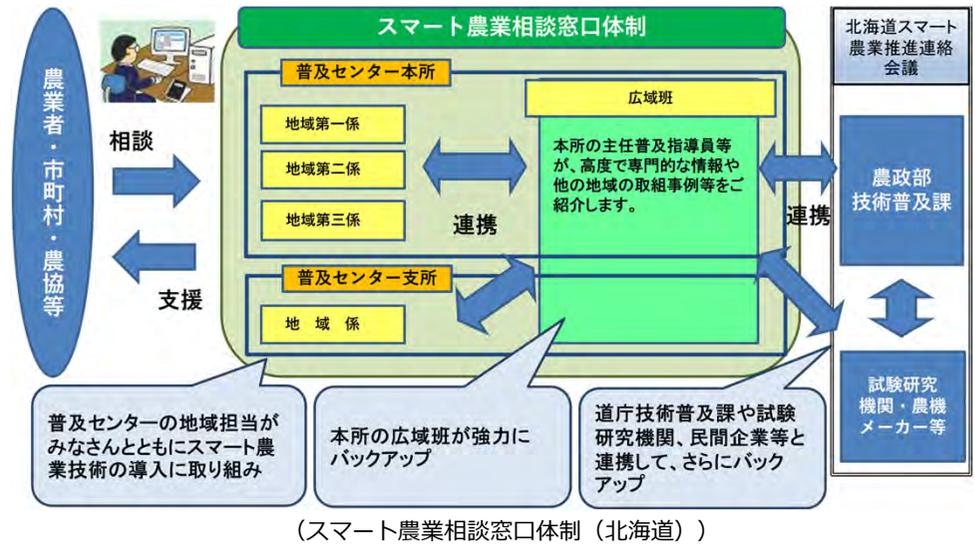
施行の日

令和6年6月5日

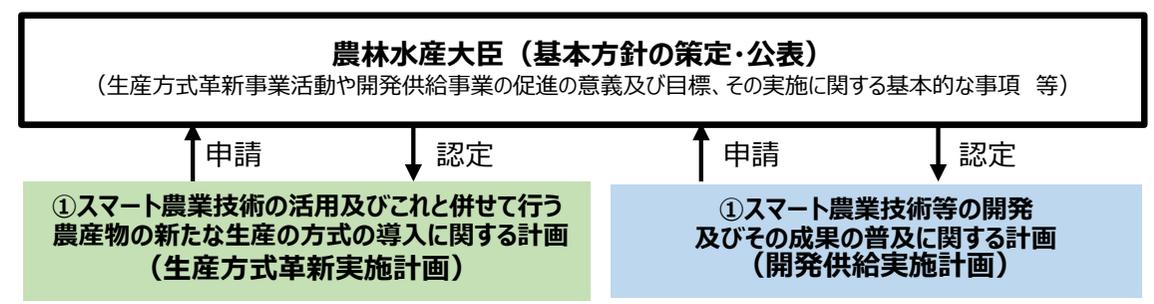
スマート農業技術や農業支援サービスの活用に係る普及指導センターの取組状況

- 現在、スマート農業技術については、全ての普及指導センター本所に相談窓口と担当者が配置され、農業者等からの相談に対応している状況。一方、スマート農業に関する技術が急速に発達していることなどから、農業法人ではメーカー等に直接相談が行われている場合が多く、普及指導センターにおける技術情報の集約・提供機能が十分に発揮されていない可能性がある。
- また、活用ニーズが高まっている農業支援サービスについては、普及指導センターにおいてそれぞれの農業経営に合った有効な利用方法等を指導する役割の強化が期待される。

○ スマート農業技術の普及 スマート農業の相談窓口の設置



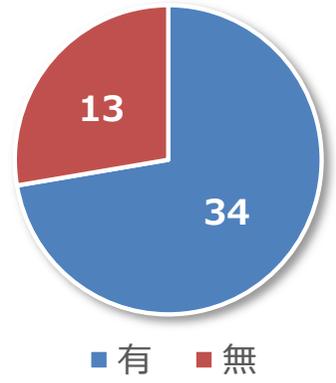
○ スマート農業技術活用促進法の概要



○ 農業支援サービスの活用推進

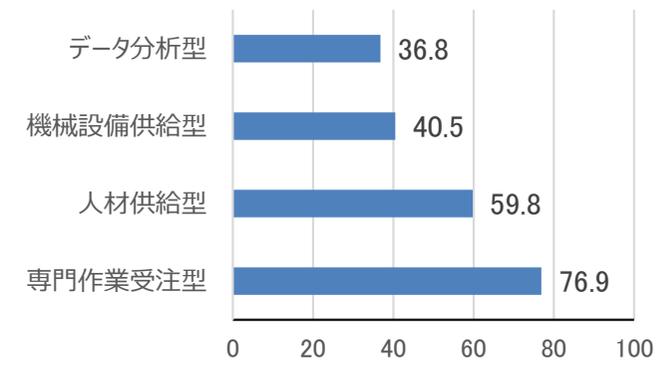
都道府県の普及指導員がマッチングに
関与した事例の有無

(単位：都道府県数 R5.9時点)

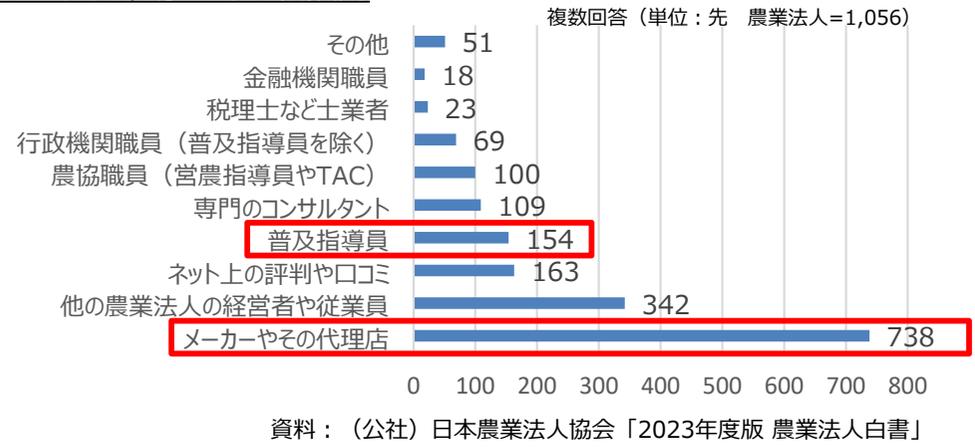


今後利用を希望する有償サービス

複数回答 (単位：% 農業者=3,028)



スマート農業導入時の相談先



資料：農林水産省「都道府県普及担当課へのアンケート結果」

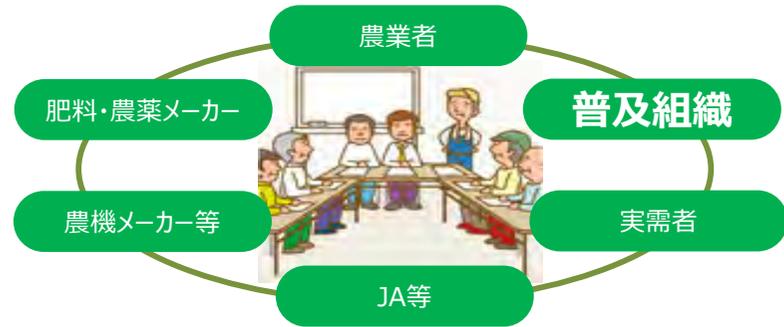
資料：農林水産省「令和5年度 農業支援サービスに関する意識・意向調査結果」

グリーンな栽培体系への転換・有機農業の推進に向けた普及指導センターの取組状況

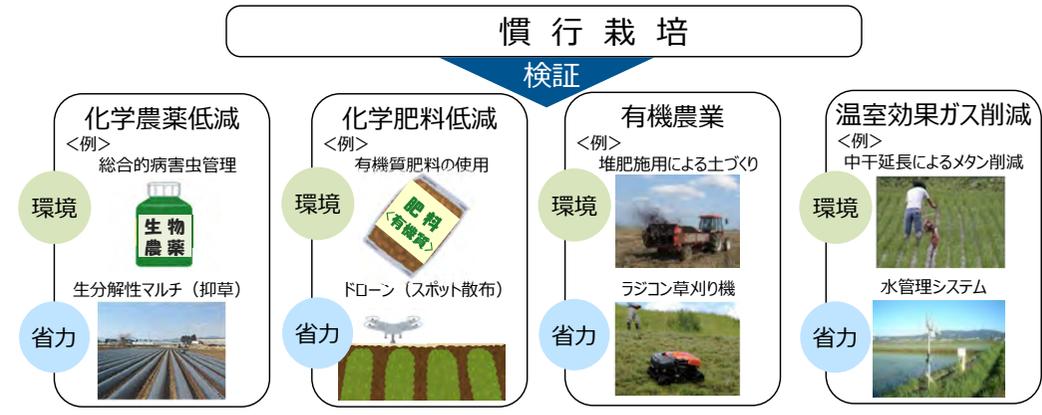
- **みどりの食料システム戦略**に掲げたグリーンな栽培体系への転換に向け、全国の普及指導センターでは、令和4年度以降、関係予算を活用し、**それぞれの産地に適した技術検証と普及に向けた栽培マニュアルの策定を精力的に展開**。（R4：189件、R5：182件）
- 有機農業をはじめとするグリーンな栽培体系への転換を更に拡大していくためには、産地側の対応だけでなく、「みえるらべる」の普及など消費者の選択に資する対応をはじめ**食品加工事業者や小売事業者など流通・販売関係者と連携した取組の展開が重要**。

○「グリーンな栽培体系への転換サポート」事業のイメージ

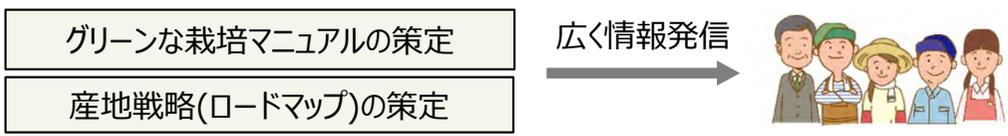
(1) 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



(2) 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証

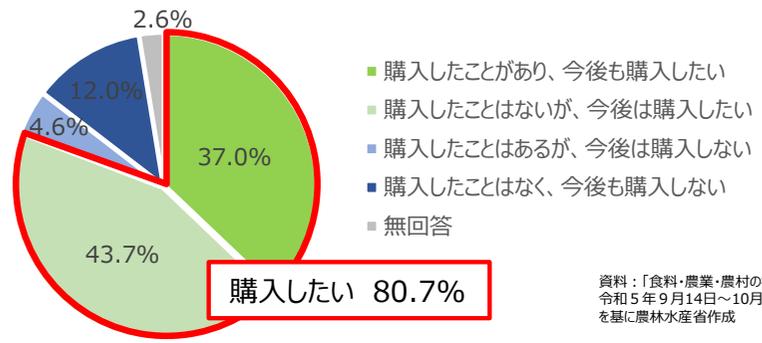


(3) 成果の普及



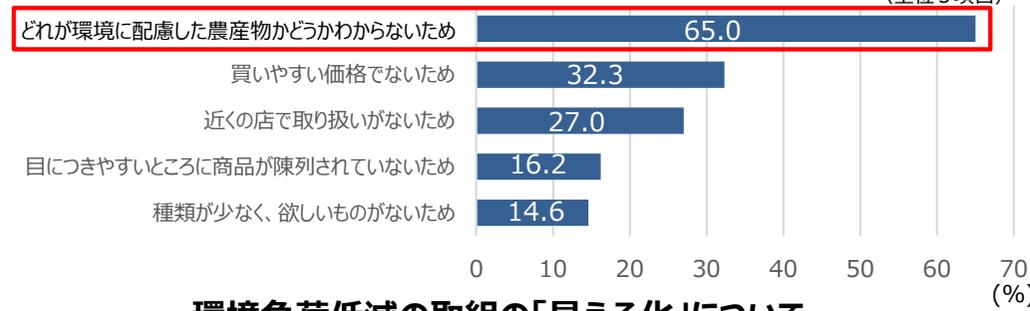
環境に配慮した農産物に対する消費者の意識

問 環境に配慮した生産手法によって生産された農作物を実際に購入したことがありますか。 n=2,875



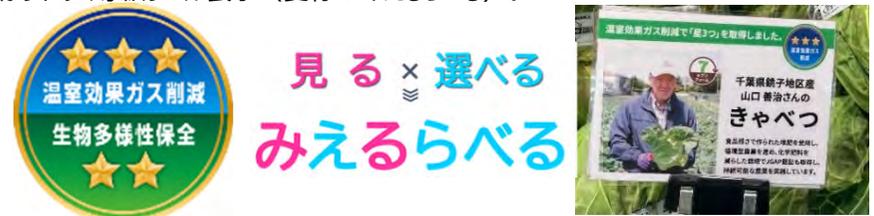
資料：「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」（内閣府、令和5年9月14日～10月22日実施、有効回収数2,875人）を基に農林水産省作成

問 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物の購入について、購入したことがない、または、今後購入しない理由は何ですか。（複数回答可） n=1,736 (上位5項目)



環境負荷低減の取組の「見える化」について

化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく等級ラベル表示（愛称：みえるらべる）。



地域計画の協議における普及指導センターの役割

○ 普及指導員は、地域計画の協議の場において、コーディネート役としての役割を期待されているところ。実際に、地域計画の策定に当たって普及指導員が主導して地域の協議が進められている事例もあり、策定作業やその後のフォローアップ等における普及指導センターの活躍が期待されている。

○ 普及指導員による協議のコーディネート

・ 農林水産省が策定・公表している「地域計画策定マニュアル」では、普及指導員について、市町村職員や農業委員等と並び、協議を行う際のコーディネーター役を担う人材の一つに位置付けられているところ。



協議の様子

○ 地域計画の策定に向けた普及組織の取組事例

(例1)
市町ごとに、県（普及指導センター）が主導して、推進チームを設置し、農地マネジメントを実施。県段階では、農地政策に関わる関係機関で構成する推進会議を設置し、市町ごとの推進チームをサポートし、市町を伴走型で支援。

(例2)
普及指導センターが実施するアンケートに、農地の利用にかかる意向把握の内容を組み入れ、計画策定に向けた取組に協力。



地域計画策定に向けた推進体制の例



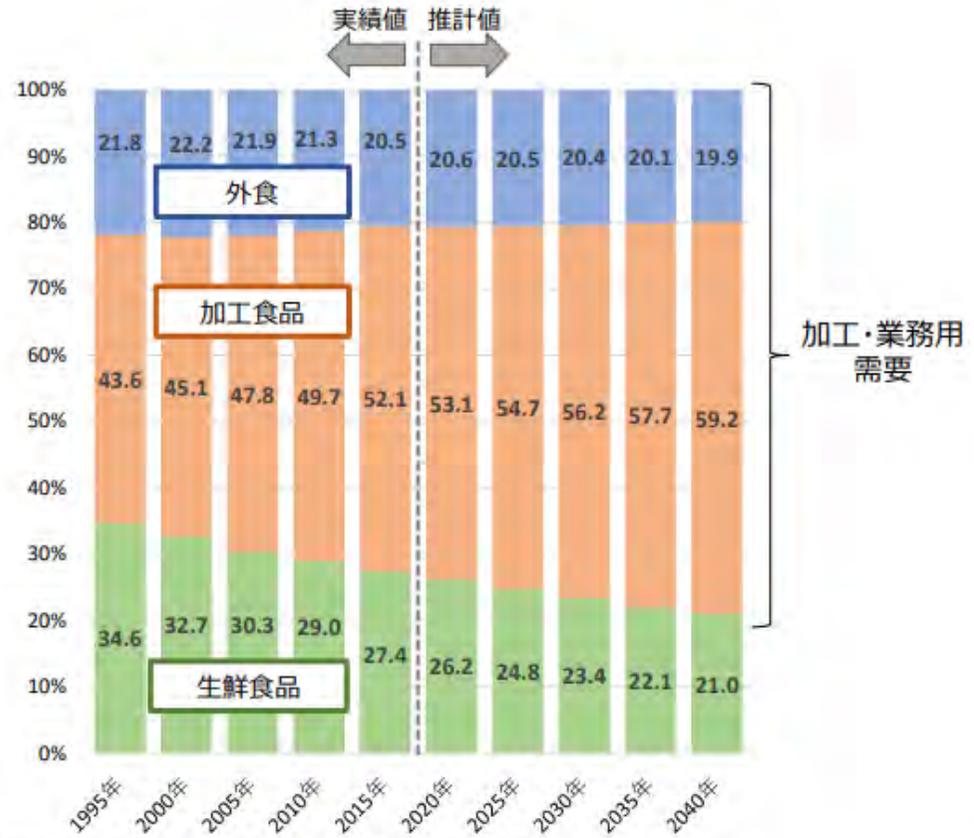
農用地等の区域の設定

販売や実需の情報を踏まえた栽培技術等の指導への期待

○ 加工・業務用需要が増加する中、実需者が求める品質や数量の農産物を実需者が負担する価格で生産するためには、**産地の労働力を踏まえつつ、実需者との連携の下で品種や栽培方法などを大胆に見直していくことも必要**となることから、普及指導センターにはこうした役割も期待されること。

○ 消費形態別の食料支出割合の実績と推計

(総世帯、1人当たり)



資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計（2019年版）」
 注1：2015年までは、家計調査、全国消費実態調査等より計算した実績値で、2020年以降は推計値。
 注2：生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。加工食品は、生鮮食品と外食以外の品目。

○ (株)ジェイエフーズみやざきの例

- ・ ホウレンソウ等の冷凍加工工場をJA宮崎経済連の出資により建設。同施設に出荷する農家が栽培するホウレンソウの収穫作業等を同社が受託。
- ・ 品種や栽培方法を機械収穫体系に合わせることで、**機械ポテンシャルを最大限発揮**。

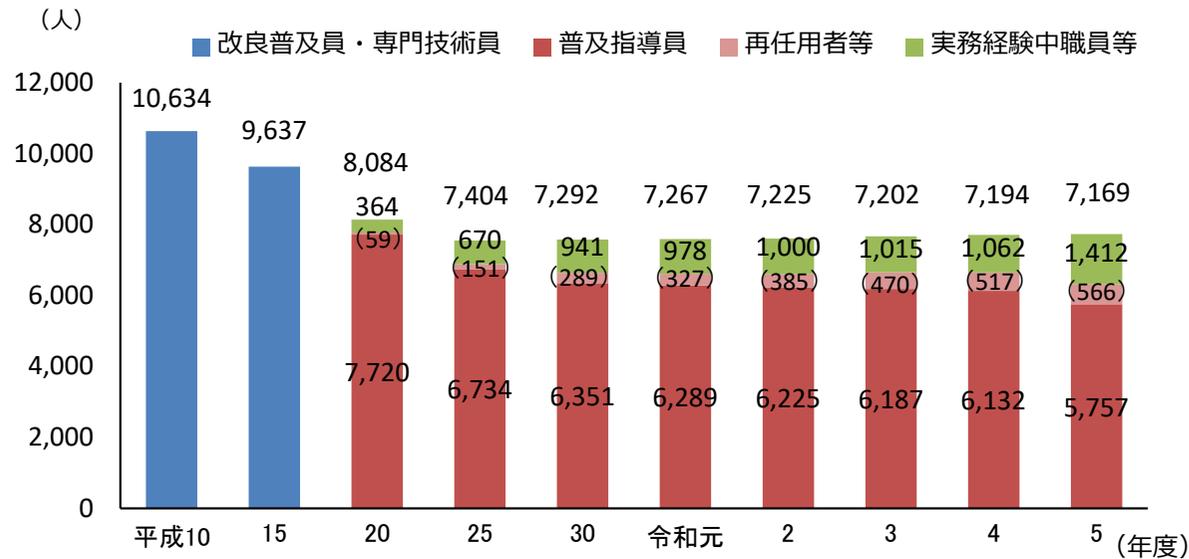


茎が長く、機械収穫時の歩留まりを改善する形質

普及指導体制の状況

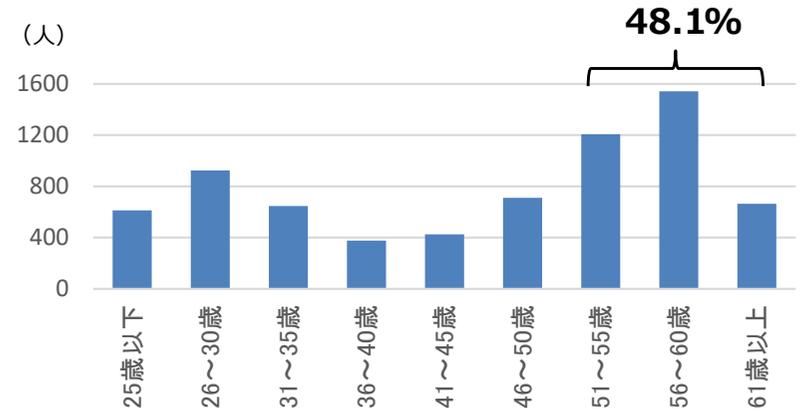
- 実務経験中の職員を含む**普及職員数は、近年は横ばいで推移**。年齢構成は、50代以上層が約半数を占める中、**実務経験中の若手の職員と再任用職員が年々増加**。
- 都道府県では、一般に多くの職場を経験させるジョブローテーションを採用しており、**若手普及指導員の人事異動サイクルは3年以下が約8割**を占める。
- 当面の間、多くの定年退職者が発生する状況が続くことが予想される中、若手職員の確保と併せ、**退職者の活用を引き続き推進するとともに、指導する技術情報に加え、地域農業の情報や普及活動で得られた指導ノウハウ等**についても、**ICTの利用等**を通じて効率的・効果的に継承・活用することが重要。

○ 普及職員数の推移



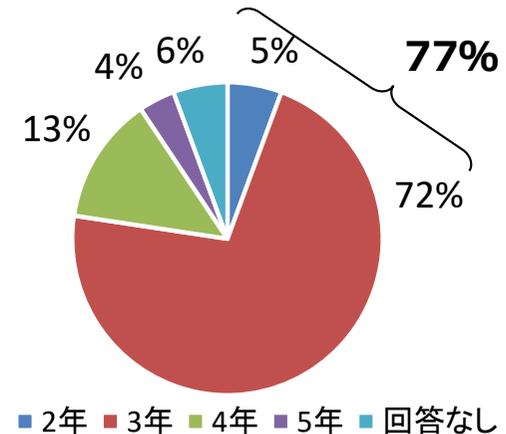
資料：農林水産省「普及事業の組織及び運営に関する調査」等
 (注1) 数値は各年度末の設置数。ただし、令和5年度のみ年度当初の設置数。
 (注2) 再任用者等は普及指導員の内数。令和5年度のみ定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

○ 普及職員の年齢構成割合（令和5年度末）



資料：農林水産省「普及事業の組織及び運営に関する調査」等

○ 人事異動サイクル（35歳以下層）



資料：農林水産省「都道府県普及担当課へのアンケート結果」

【参考】ICT技術を利用した普及活動例

クラウドデータと環境制御技術を活用した 栽培管理指導の実践 (群馬県)

- 現地実証ほかに設置した環境測定装置から得られた調査データを基にBI※ツール（**Looker Studio**）による解析・見える化および農業者間の共有を実施
※BIとは、Business Intelligenceの略称。データの可視化など意思決定のためのアプリケーションソフトウェア。
- また、クラウドストレージ等を利用して、収穫量や栽培状況等のデータを農業者間で共有する場を構築。
- これにより、環境制御技術に対する関心が高まり、農業者の自主勉強会が活性化されることで、**技術力の向上、収穫量の増加ならびにコスト削減に寄与**。
- 指導現場ではタブレット端末を利用して、**リアルタイムの環境データの確認、共有・集積したデータに基づく振り返りにより、データに基づく指導を行うことが可能**となった。



クラウド上のデータを活用した現地指導の様子

農作物生育障害診断アシストシステムを活用した 効果的・効率的な普及指導活動 (岡山県)

- 県農業研究所と連携し、農産物の生育障害に関する過去の**診断事例や診断方法についてデータベースを構築**し、普及指導の際に効率的に診断できる「**農作物生育障害診断アシストシステム**」を整備。
- タブレット端末を利用して同システムを使うこともできることから、**現場で速やかに正確な生育障害の診断が行えるようになった**。
- 農業者に指導を行う際も、**現場で直接画像を確認**できるため、普及指導経験が浅い指導員でも、的確な指導が行えるようになった。

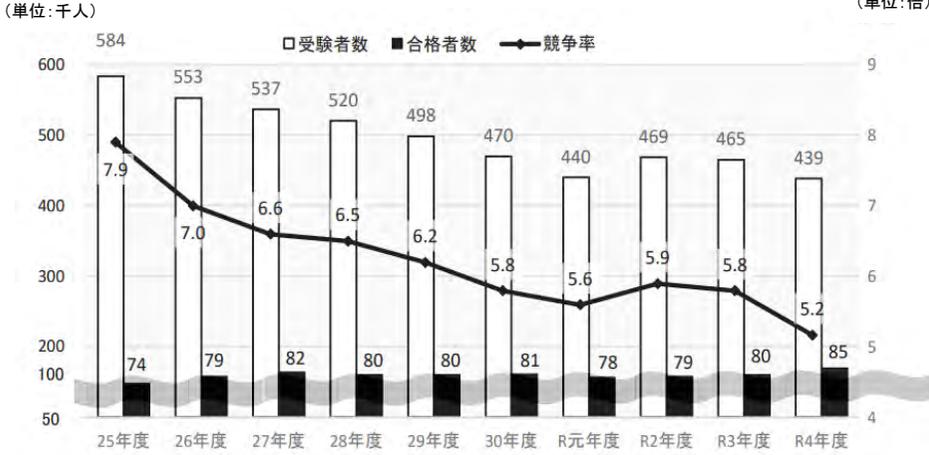


タブレット端末によるアシストシステムを活用した現場での指導状況

若手職員の確保に向けた取組

- 地方公務員の競争試験は、近年、合格者数に大きな変化がない中で受験者数は減少傾向が続いている。また、中途採用試験では、採用者数が増加傾向にある一方で受検者数は令和2年度以降減少に転じている。
- こうした中、都道府県等においては、インターネットを通じた成果情報等の発信のほか、地元大学との連携の強化、学生等を対象とした見学会やインターシッブの受け入れなど、意欲や資質の高い普及指導員の確保に向けた取組が展開されているところ。
- 今後、普及指導員の人材確保に向け、活動内容の理解醸成等を通じた志望者数の確保や若手職員のモチベーションの向上に向けた取組を強化するとともに、普及指導員の柔軟な働き方の面からも対応を検討していく必要がある。

地方公務員の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移



(注) 本表における「競争率」は、受験者数/合格者数により算出している。
資料：総務省「令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」

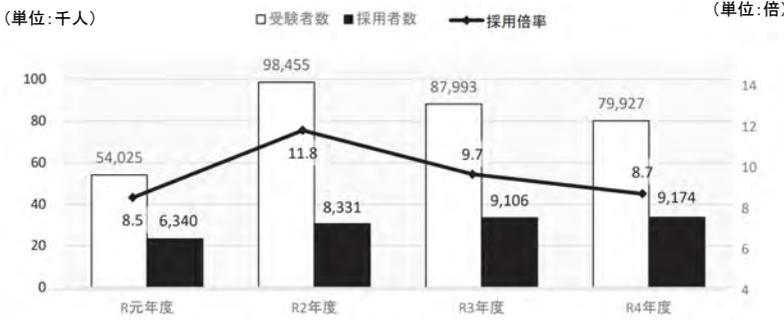
都道府県における人材確保にかかる取組

- Youtubeを通じた、普及活動の成果の情報発信
- 普及指導活動の理解醸成に資するPR動画制作、YouTubeでの公開
- 普及センターの見学、インターンシップ等の実施
- 地元大学の授業に協力し、普及活動への理解促進



普及指導活動の成果発表動画(全国農業改良普及職員協議会)

地方公務員の中途採用試験における受験者数、採用倍率の推移



資料：総務省「令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」



普及指導員PR動画(北海道農業改良普及職員協議会)

普及指導員の資質の向上

- 普及指導員においては、退職者の増加に伴う若手職員の増加やジョブローテーションのために一定期間での異動が必要となることを踏まえ、**経験の少ない普及指導員の資質向上や早期育成のための対策**が必要。
- 加えて、今後、食料システム関係者等との連携を通じて産地づくりを進めていくことが重要となることから、**広く関係者と合意形成を図る資質の向上**や関係機関との**交流の場づくり等を通じた人脈形成や情報収集を強化**していく必要。また、農業経営の大規模化や法人化の進展等を踏まえ、**経営指導にかかる資質についても育成**していくことが重要。

○ 都道府県における資質向上の取組事例

若手普及指導員の資質向上（鹿児島県）

- 若手普及職員の資質向上のため、集合研修においてロールプレイングの実施や実際の農家指導・支援の場面を想定した研修を取り入れている。他にも、農家留学研修等も実施。



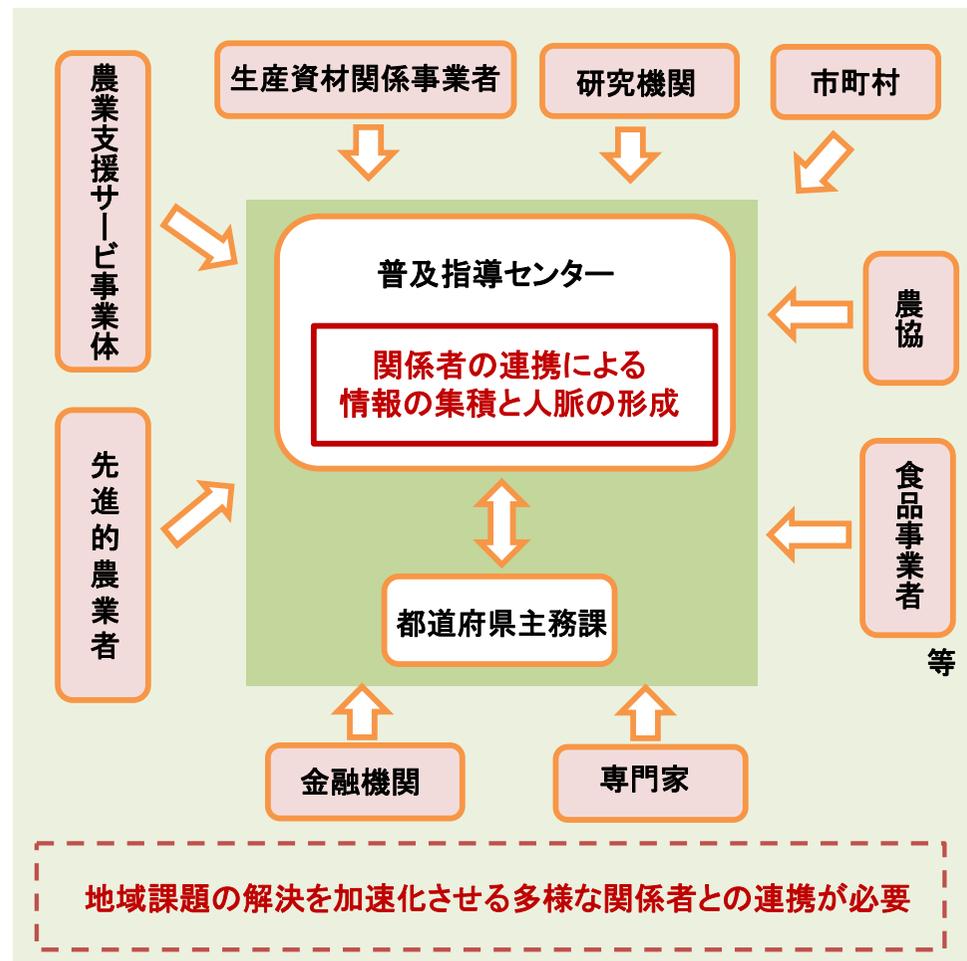
(右：新任者、左：農家親子役の革新支援専門員)

初めて一人で農家を訪問することを想定したロールプレイング

効果的なOJTの実施（兵庫県）

- チームによるOJT体制の導入や習熟度チェックシートを導入。
- 革新支援専門員による「支援チーム」を設置し、普及指導センターに設置されている「指導チーム」によるOJT実施計画の進捗状況の確認やサポートを実施。
- 普及主務課において、OJTの情報交換会や意見交換会の開催及び「OJTの手引き」の策定・共有によりノウハウを波及。

○ 関係者との連携による情報の集積と人脈の形成



経営力の高い農業者の育成（大阪府）

- 農業者の経営強化に向けた普及指導員の指導力を強化するための「**経営強化支援マニュアル**」を作成。普及指導員（新任者を含む。）への研修を通じて指導スキルを向上。
- 本マニュアルを活用した体系的な指導例は、以下のとおり。
 - ① 重点指導対象の農業者に対する個別ヒアリングを通じて、**現状及び課題・目標を明確化し、農家カルテを作成。**
 - ② **J Aや税理士、中小企業診断士などの専門機関・専門家とも連携し、品目別の経営収支分析、規模拡大を行った場合の経営試算、農産物の加工販売における経営ノウハウに係る助言など、対象農業者の経営課題解決に向けた助言・指導を実施。**



専門家等との連携により経営指導を実施



「経営強化支援マニュアル」の研修用資料

農業大学校関係データ

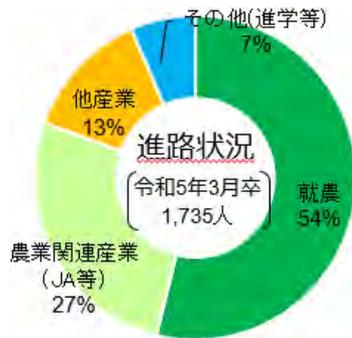
(1) 在籍者数、卒業者数、就農者数、非農家出身者の割合（養成課程）

年度	1992 (H4) 【H5.3卒業】	1997 (H9) 【H10.3卒業】	2002 (H14) 【H15.3卒業】	2007 (H19) 【H20.3卒業】	2012 (H24) 【H25.3卒業】	2017 (H29) 【H30.3卒業】	2018 (H30) 【H31.3卒業】	2019 (R1) 【R2.3卒業】	2020 (R2) 【R3.3卒業】	2021 (R3) 【R4.3卒業】	2022 (R4) 【R5.3卒業】	2023 (R5)
在籍者						4,142	4,135	4,064	3,929	4,224	4,132	3,613
卒業者	2,078	2,242	1,901	1,754	1,907	1,785	1,755	1,709	1,753	1,737	1,735	
就農者	1,352 (65.1%)	1,095 (48.8%)	1,007 (53.0%)	884 (50.4%)	985 (55.7%)	987 (55.3%)	947 (54.0%)	931 (54.5%)	937 (53.5%)	942 (54.2%)	935 (53.9%)	
雇用就農	-未調査-	-未調査-	125 (12.4%)	202 (22.9%)	449 (45.6%)	524 (53.1%)	579 (61.1%)	572 (61.4%)	581 (62.0%)	580 (61.6%)	592 (63.3%)	
非農家出身 (入学時)	19.0% (H3.4入学)	24.2% (H8.4入学)	31.1% (H13.4入学)	35.9% (H18.4入学)	47.7% (H23.4入学)	58.3% (H28.4入学)	58.2% (H29.4入学)	60.3% (H30.4入学)	62.3% (H31.4入学)	63.5% (R2.4入学)	61.4% (R3.4入学)	

出典：全国農業大学校協議会「全国農業大学校等の概要」 ※在籍者は、養成課程1・2学年の合計（静岡県立農林環境専門職大学は短期大学部のみ）。

(2) 卒業後の進路（養成課程）【R5.3卒業】

① 就農（農林業就職者）	935 (53.9%)
農業従事者	840 (48.4%)
継続研修	23 (1.3%)
② ①以外	800 (46.1%)
進学者	65 (3.7%)
農大研究課程	25 (1.4%)
その他	40 (2.3%)
就職者（就農以外）	687 (39.6%)
農業関連産業（JA等）	462 (26.6%)
その他	225 (13.0%)
その他	48 (2.8%)



(3) GAPの取組

	2018.4	2019.3	2020.2	2021.2	2022.2	2023.3	2024.3
認証取得済	7校 (17%)	15校 (36%)	21校 (50%)	28校 (67%)	31校 (74%)	31校 (76%)	28校 (68%)
GLOBALGAP	3校	6校	10校	12校	13校	13校	10校
ASIAGAP	2校	4校	4校	9校	9校	9校	8校
JGAP	2校	5校	7校	7校	11校	11校	12校

出典：農林水産省就農・女性課調べ

(4) スマート農業、有機農業のカリキュラム化の状況

	スマート農業 (2023(R5)年度の予定)	有機農業 (2024(R6)年度の予定)
取組あり	41校(100%)	40校(98%)
①特化したコースを設置		3校(埼玉、島根、群馬)
②主とした科目を設定	25校	12校
③科目の一部で取り扱う	16校	25校
取組なし	0校	1校

出典：全国農業大学校協議会「全国農業大学校等の概要」、農林水産省就農・女性課調べ（令和6年1月）

2 新たな運営指針に係る議論のポイント

現行の協同農業普及事業の運営指針（令和2年8月告示）の構成

第一 基本的な考え方

第二 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

一 基本的な課題

- 1 担い手の育成・確保
- 2 スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化
- 3 気候変動への対応等環境対策の推進
- 4 食料の安定供給の確保
- 5 農村の振興
- 6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

二 活動方法に関する基本的事項

- 1 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向
 - (1)担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化
 - (2)地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立
 - (3)次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援
 - (4)農村における多様な人材・機関との連携
- 2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施
 - (1)農業者に対する支援の充実・強化
 - (2)公的機関が担うべき分野における取組の強化
 - (3)先進的な農業者等とのパートナーシップの構築
 - (4)試験研究機関・民間企業等との連携強化
 - (5)都道府県間の連携等
 - (6)普及指導計画の策定と評価
 - (7)調査研究の適切な実施

第三 普及指導員の配置に関する基本的事項

- 一 普及指導員の配置
- 二 農業革新支援専門員の配置

第四 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

- 一 人材育成計画
- 二 向上を図るべき資質
- 三 資質向上の方法

第五 普及指導センター等の運営

第六 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

- 一 研修教育の内容の充実強化等
- 二 就農支援の取組の推進等
- 三 農業高校等の生徒への研修機会の提供等
- 四 社会人等への研修機会の提供等
- 五 農業者研修教育施設の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完
- 六 先進的な農業者等による外部評価の実施

第七 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

運営指針改正に当たっての論点（議論のポイント）

「普及指導活動の課題と方法」に関する論点

「基本的な課題」に関する論点

- 農業者が大幅に減少することが見込まれ、少ない人数でも安定的に食料を供給できる体制の確立が課題となる中、スマート農業技術の導入に加え、スマート農業技術に適合した栽培方法の見直し等の新たな生産方式の導入、スマート農業技術の活用を促進するサービス事業体の活用等のより一層の推進が必要ではないか。
- みどりの食料システム戦略の策定を踏まえ、有機農業を含めた環境負荷低減の取組の拡大・推進に向けた普及指導の継続・充実が必要ではないか。
- 地域の担い手を明確にしつつ、様々な課題に対応した普及指導を効果的に進めていくためにも、「地域計画」の合意形成に向けた支援を行うことが重要ではないか。

「活動方法」に関する論点

- スマート農業技術活用促進法の制定を踏まえ、スマート農業技術の導入と併せて行う生産方式の導入に向けた農業者等の計画づくりに向けた伴走支援も必要ではないか。
- サービス事業体の活用促進に当たっては、農業機械の「所有」から「利用」に転換することによるコスト低減効果等について、わかりやすく情報提供していくことが重要ではないか。
- 生産性の向上につながる技術導入指導には実需を踏まえた対応が不可欠であること等も踏まえ、普及指導センターにおいては、食料システム関係者との連携の下、産地をプロデュースする機能を発揮すべきではないか。
- 農業者の経営の多様化とともに、農業をめぐる課題が複雑化・高度化する中、農業者への効果的・効率的な情報の伝達等に向けて、新たなコミュニケーションツールであるICTを更に積極的に活用した普及指導を推進していくべきではないか。

運営指針改正に当たっての論点（議論のポイント）

「普及指導員の配置」に関する論点

- 多くの定年退職者が発生する状況が続くことが予想される中、都道府県職員の志望者数が減少傾向にあることも踏まえ、退職者の活用を引き続き推進するとともに、意欲や資質の高い若い普及指導員の確保に向けた取組の強化が必要ではないか。

「普及指導員の資質の向上」に関する論点

- 普及指導員においては、今後、食料システム関係者等との連携を通じて産地づくりを進めていくことが重要となることから、広く関係者と合意形成を図るための資質を研修等を通じて培う必要があるのではないか。また、関係機関との交流の場づくりを通じて人脈形成や情報収集を行う必要があるのではないか。更に、農業経営の大規模化や法人化の進展等を踏まえ、経営指導に係る研修の強化が必要ではないか。
- 地域農業の情報や普及活動で得られた指導ノウハウ等について、ICTの活用等を通じて効率的・効果的に継承が必要ではないか。

「普及指導センター等の運営」に関する論点

- 食料システム関係者を組み込んだ産地づくりのハブ機関として機能するための連携体制づくりが重要ではないか。

「農業者研修教育施設における研修教育の充実強化」に関する論点

- 実践的な農業の技術力と経営力を備え、効率的かつ安定的な農業経営を行い、即戦力として活躍できる農業者を育成するという農業大学の役割に鑑み、卒業後に就農する学生や社会人経験者の増加に資する取組を進めていくべきでないか。
- 新たな食料・農業・農村基本法において、
 - ・経営者の経営管理能力の向上
 - ・先端的な技術（スマート農業技術）等を活用した生産性の向上
 - ・環境と調和のとれた食料システムの確立
 - ・輸出促進が掲げられた中、農業者研修施設は、これらの研修教育の推進やそのために必要な機械・設備の導入、施設の整備により、実践的な教育を行っていくべきではないか。